

日行連発第 1364 号
令和 3 年 12 月 24 日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊
デジタル推進本部
本部長 有賀 一雄

マイナンバーカード申請手続相談員に関する再募集等について

平素より本会の運営にご理解ご協力をいただき感謝申し上げます。

「マイナンバーカードの代理申請手続事業の実施に向けた具体的取り組みについて」（令和 3 年 11 月 24 日付・日行連発第 1183 号）における報告のお願いについては、期間が短い中、緊急に対応いただき誠にありがとうございました。

1 次募集分のマイナンバーカード申請手続相談員証（以下、「相談員カード」という）については、12 月 24 日に業者から各単位会宛に発送し、12 月 27 日から 28 日にかけてお届けできる予定です。

今回、1 次募集のとりまとめ期限までに整わなかった分等への対応として、令和 4 年 1 月 20 日を最終の締め切りとして、再度の相談員の募集をさせていただきます。ご対応いただける単位会におかれましては、可能な範囲で積極的にご協力いただけますよう、よろしく願いいたします。今回は、提出いただいた単位会から順番に相談員カードを作成・発送させていただくことといたします。

相談員の追加をご希望の単位会におかれましては、下記をご参照の上、ご報告をお願いいたします。

記

（1）マイナンバーカード申請手続相談員認定条件

マイナンバーカード申請手続相談員の募集にあたっては、以下の各項全てに該当することを条件とさせていただきますので、各単位会で確認の上、本会へご報告ください。

- 既に自身のマイナンバーカードを保有している者、又は現在申請中の者
- マイナンバーカードの取得支援が可能な者

- スマートフォン又はパソコン、タブレットを用いての支援が可能な者
- 会費の滞納がない者
- 会員権の停止処分中でない者
- 単位会長が認める者

(2) 提出方法

別添にて本会へご報告願います。

報告に基づき本会において、相談員カードを作成発行します。相談対応時に携帯いただくよう指導をお願いいたします。

<提出先>

日本行政書士会連合会事務局 業務課 業務三係
gyoumu3@staff.gyosei.or.jp

<提出期限>令和4年1月20日(木)

(3) その他

使用人行政書士を、マイナンバーカード申請手続相談員として選任することは可能ですが、以下2点を条件とします。

- ① 雇用主も相談員になること。
- ② 雇用主の管理下において対応すること。

以上

別添1：マイナンバーカード申請手続相談員名簿提出様式